

業務部速報



No. 32

発行 25. 8. 7

JR東労組 業務部

「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」
申2号 に関する説明申し入れ(その2) 第4回団体交渉を行う! ①

【人事・賃金制度の見直し】

29. 年末年始手当を見直す理由を明らかにすること。

会社の考え方	説明内容のポイント
--------	-----------

- ・支給要件をシンプルに分かりやすくした上で、支給を拡充させるため。

30. 住宅等手当について、社員同士が婚姻関係の場合および、住宅ローンがペアローンとしている場合の取扱いについて明らかにすること。また、住宅等手当の支給状況の確認を2月に変更する理由を明らかにすること。

会社の考え方	説明内容のポイント
--------	-----------

- ・支給要件を満たしていれば支給する。
- ・例えば、社員同士のペアローンの住宅ローン残額が2000万円で、1000万ずつの場合はそれぞれ15,000円が支給される。
- ・支給状況の確認は、年末調整の一連の流れで書類の管理がしやすいと考えることから2月に変更。

31. ジョブ型運用社員の評価昇給ならびに、期末手当における成績率 50/100、45/100、40/100、35/100 を新設する理由を明らかにすること。

会社の考え方	説明内容のポイント
--------	-----------

- ・ジョブ型運用社員は、初任給含めて高く設定されている。
- ・高い専門能力を発揮し、成果を出すことが求められ、成果を適切に評価していく。能力伸長ではなく、成果で評価するので評価昇給。
- ・期末手当の成績率は、大きな成果を上げ得るので、メリハリをつけた設定とした。

32. 配偶者に対する手当を廃止する理由を明らかにすること。

会社の考え方	説明内容のポイント
--------	-----------

- ・日本は人口減少で労働力不足であることを踏まえて、配偶者も外で働くことが求められている。今も一定の収入を超えれば扶養にはならない。

33. 遠距離異動手当を新設する目的を明らかにすること。

会社の考え方	説明内容のポイント
--------	-----------

- ・当社エリアは広範囲で、仕事が点在している。広範囲での異動に対してのフォローが必要だと判断。社員の負担感を減らすため。
- ・担務変更は支給対象にならないが、新たに別居手当が支給される場合は対象になる。

②に続く